

《身体拘束適正化のための指針》

1. 身体拘束適正化に関する基本的考え方

(理念)

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を奪うことに繋がりにかねない行為です。

当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し身体拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除く、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(身体拘束を行う基準について)

サービス提供にあたっては、利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行ってはならないとしています。

(緊急やむを得ない場合の例外3要件)

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、例外的に以下の3つの要素を満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性	利用者本人または、他の利用者等の生命、身体が危険にさらされたり、権利が侵される可能性が著しく高い場合
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に方法がない場合
③ 一時性	身体拘束あるいはその他の行動制限が一時的で常態化していないこと

なお、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、「やむを得ない身体拘束」には該当しません。

(基本指針)

- ① 身体的拘束の原則禁止
- ② やむを得ず身体拘束を行う場合
 - ・ 3要件をすべて満たしているか検討
 - ・ 担当者を中心に十分な観察を行うとともに、評価及び経過記録を行う。
 - ・ できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する
- ③ 日常における留意事項
 - ・ 利用者主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
 - ・ 言葉遣い、対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 - ・ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供します。

2. 身体拘束適正化委員会、その他の事業所内の組織に関する事項

(身体拘束適正化委員会の設置)

当事業所では、虐待防止及び身体拘束適正化（不適切な身体拘束の防止や身体拘束を行わない支援方法の検討）を目的として「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を設置します。

(構成員)

- ・ 責任者（センター長）
- ・ 生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員 等

(役割)

- ・ 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束の必要性が懸念される場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除に関する検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導と研修会の開催

(委員会の開催)

- ・ リスクマネジメント係として毎月1回開催
- ・ 会議結果について職員へ周知

3. 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を次のとおり行います。教育・研修の実施内容については記録を残します。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修を年1回以上開催
- ② 新任者採用時に身体拘束等廃止・適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4. 身体拘束が発生した場合の対応方法に関する基本方針

本人または利用者の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順に従って実施します。

(適正性の検討)

身体拘束廃止・虐待防止委員会を中心に関係職員が集まり、高速度による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束の実施に当たり3要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認します

(説明及び同意)

要件を検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、「拘束の方法、場所、目的、理由、期間等」について検討し本人・家族・担当介護支援専門員に対し説明し、十分な理解が得られるよう努めます。

(記録と再検討)

記録様式(介護マニュアル参照)に身体拘束の様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。

(拘束の解除)

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

5. 身体拘束が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束を行った利用者の様態及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(3要件)を記録し、5年間保管します。

6. 身体拘束適正化のための指針の閲覧について

本指針は、事業所内に掲示するとともに、利用者及び家族等からの閲覧の求めには速やかに応じます。

7. その他の身体拘束適正化の推進のために必要な基本指針

この指針は、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行います。その他の対応の詳細については、「身体拘束廃止・防止の手引き(令和6年3月)」「五泉市高齢者虐待予防ファイル(令和7年4月1日 ver 2)」を参照します。

保管場所: コピー機脇、ケースファイル書棚上

附 則

本指針は、令和5年4月1日より適用します。

附 則

本指針は、令和6年4月1日より適用します。

附 則

本指針は、令和7年4月1日より適用します。